



平成16年3月25日発行

お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL0259(63)3111・FAX0259(63)3300

☆ 下水道使用料と受益者負担金の督促手数料・延滞金がかかります

納期限までに下水道の使用料と負担金を納入しない場合には、督促手数料として100円がかかります。また、納期限の翌日から納入するまでの期間の日数に応じ、年14・6%（納期限の翌日から1か月を経過する口までの期間については、年4・1%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されますので注意してください。（延滞金の額を計算する場合において、その計算基礎となる納付金額に1000円未満の端数があるとき、またはその納付金額が2000円未満であるときは、その金額を全額切り捨てます）。

また延滞金の確定金額は100円単位とし、1000円未満は徴収しません。



☆ 「下水道等排水設備助成金」と「融資あつせん及び利子補給の制度」をご利用ください

下水道等排水設備助成金は、供用開始から3年以内に排水設備工事（つなぎ込み工事）をしていただいた人に対して3万円を助成するものです。融資あつせん及び利子補給の制度は、供用開始から3年以内に排水設備工事をする人に対して金融機関へのあつせんと市から利子を補給する制度です（市税等を滞納していない人に限ります）。

☆ 浄化槽、変則浄化槽、高度処理型浄化槽、高度処理型変則浄化槽を設置する人に
対し補助金を交付します

補助対象地域は、下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及びコミュニティ・プラント等生活排水処理設備整備事業の認可区域を除いた佐渡市全域とします。ただし、

水道課からのお知らせ

認可区域であっても10年供用がないと見込まれる地域は対象とします。

問い合わせ先：

水道課下水道係(☎ 63-5114)
各支所水道課下水道係

人槽区分 (人槽)	補助限度額(円)	
	浄化槽 変則浄化槽	高度処理型浄化槽 高度処理型変則浄化槽
5	375,000	471,000
6~7	438,000	519,000
8~10	555,000	615,000
11~20	1,044,000	1,164,000